

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和4年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環 1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に 対応できるようにする		特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所	
初診	歯科初診料*264 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100
再診	歯科再診料*56 歯科再診料(未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2 (初診時のみ月1回) 加算1(マイナ情報確認なし).....4 加算2(マイナ情報確認あり).....2			

医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》	
	診療	加算
歯科疾患管理料100 (初診月).....80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難230 上記以外 190	診療情報提供料 (I)*250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算 +100 歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 +100
文書提供加算*+10	周術期等口腔機能管理計画策定料*300 (手術等に係る一連の治療中1回)	診療情報提供料 (II)*500 連携強化診療情報提供料*150
長期管理加算 (初診月から起算して6月を超えた場合) か強診+120 上記以外+100	周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前 (1回に限り)280 手術後 (3月以内、計3回まで)190	診療情報連携共有料*(医科との連携)120
エナメル質初期う蝕管理加算 (かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所)+260	周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前 (1回に限り)500 手術後 (3月以内、月2回まで)300	歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで)170 共同療養指導計画加算* +100
洗口指導加算* (4歳以上16歳未満、修復終了後)+40 (注) う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料 (III)* (放射線治療、化学療法 (予 定患者含)又は緩和ケアを受ける患者) (月1回)200	歯科治療時医療管理料 (1日につき)45
総合医療管理加算+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更の場合はその都度) 10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 + 3	退院時共同指導料1* (在宅療養支援歯科診療所1,2) (1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ) ...500 特別管理指導加算 +200
口腔機能管理料*100		
小児口腔機能管理料*100		
歯科衛生実地指導料1* (月1回、15分以上指導) 80		
歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)		
歯周病患者画像活用指導料10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り) +10		

歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)				歯科訪問診療における特掲診療料の加算			
患者1人につき診療に要した時間	同一建物に居住する患者数			訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算	訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算
	歯科訪問診療1 (1人のみ)	歯科訪問診療2 (2人以上9人以下)	歯科訪問診療3 (10人以上)				
20分以上	1100 <1090>	361 <351>	185 <175>	抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得 (連合・特殊) 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	訪問診療のみ算定	訪問診療のみ算定	訪問診療のみ算定
20分未満	880 <870>	253 <243>	111 <101>	外来における特別対応加算と同様の算定	訪問診療+特別対応加算	訪問診療+特別対応加算	訪問診療+特別対応加算

※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

在宅医療	診療	歯科訪問診療1~3				歯科訪問診療1 (20分以上)のみ			
		歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算	
		同一建物居住者以外	同一建物居住者						歯科治療困難者
	歯援診1/歯援診2	+115	+50	+300	1時間を越えた場合 30分または端数を増す毎 +100	+175	特導 +250	+100	+100
	か強診	+115	+50						+150
	歯科診療所	+90	+30						+100

通信画像情報活用加算+30

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)

単一建物診療患者が1人の場合360

単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合328

上記以外300

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)

0~9歯400

10~19歯500

20歯以上600

在宅療養支援歯科診療所加算1+145

在宅療養支援歯科診療所加算2+80

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75

栄養サポートチーム等連携加算1+80

栄養サポートチーム等連携加算2+80

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回) 600

在宅療養支援歯科診療所加算1+145

在宅療養支援歯科診療所加算2+80

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75

小児栄養サポートチーム等連携加算1+80

小児栄養サポートチーム等連携加算2+80

歯科疾患在宅療養管理料 (月1回)

在宅療養支援歯科診療所1の場合340

在宅療養支援歯科診療所2の場合230

上記以外の場合200

在宅総合医療管理加算+50

文書提供加算+10

栄養サポートチーム等連携加算1+80

栄養サポートチーム等連携加算2+80

在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき)45

在宅患者連携指導料 (月1回)900

(他職種との連携) (1回目の訪問診療から1月以内は算定不可)

(医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合)

在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)200

(医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)

フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)

在宅等療養患者 110 (165)

(初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3月に1回)

在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)130 (195)

非経口摂取患者口腔粘膜処置 (月2回)110 (165)

咬合印象140 (238)